

平成 28 年 4 月 5 日

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『3 訂版 建設業 経営事項審査制度の実務と究極的評点アップ対策』

(平 27. 2. 10 3 訂初版)

お詫びと訂正

下記の通り、本書の記載に誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

本文

・ P. 262 下から 3 行目

(誤) …就業規則は、10 人未満の労働者を使用する場合も作成義務があります。労働基準法で労働基準監督署への届出義務がないだけで、誤解のないようにしてください。

↓

(正) …就業規則は、10 人未満の労働者を使用する場合には作成義務はありませんが、作成しておくのが望ましいといえます。

・ P. 403 下から 2 行目

(誤) …10 人未満の小規模事業所も当然に作成しておく必要があります。

↓

(正) …10 人未満の小規模事業所も作成しておくほうが望ましいといえます。

以上